

建設業における働き方改革

弁護士 川上 善行

建設業はその昔、「きついが稼げる仕事」だった。しかし、そのような建設業のイメージは大きく変わった。一言で言えば、平成の終わりには「きつくて稼げない仕事」になった。

東京オリンピック開催決定以降、建設業は好況だといわれてはいる。しかも、オリンピック後も東京などでは再開発が続き、建設業の好況はしばらく続くともいわれている。建設労働者の賃金は 2012 年以降、6 年間で 18% 上昇したというデータもあるという。それでもその賃金の平均は、全産業の平均を大幅に下回っている。データが示すような変化についても、ゼネコン各社がこの好況の恩恵にあずかっているのは間違いないとしても、中小の下請業者、専門工事業者で働く人々はこの数字どおりの上昇を実感しているであろうか。ある地場の工務店の社長は、「他では働けない若者にしか興味を持ってもらえない」と自嘲気味にいう。

建設業の職人の育成には時間がかかる。いま若い人たちが入ってこない、10 年後、20 年後の建設業の現場で活躍できる人がいなくなってしまう。これは建設業者だけの問題ではない。不動産に関わる者であれば、だれもが関心を持たざるを得ない問題である。

もちろん、一義的には建設業者が取り組むべき問題ではある。例えば、建設業法の改正によって、社会保険加入が許可要件となるようであるが、建設業の許可以前に、そもそも社会保険にも入っていないような会社では、若い人を引き付けることは困難であろう。

しかし、建設業者だけで解決できない問題もある。例えば、長時間労働の問題である。

建設業における労働時間は、平均で年間 2080 時間に及び、全産業平均を約 16% 上回っている。出勤日数も平均で年間 252 日と全産業平均を 30 日も上回る日数となっている（数字はいずれも 2017 年）。これは一時的な現象ではない。労働時間・出勤日数ともに 10 年間でほとんど改善されていないのも、建設業の特徴と言えよう。

建設業者については、働き方改革関連法で設けられた労働時間の上限規制が 5 年間猶予になった。そこで、このような猶予を理由に、当面は建設業者には負担を負わせても構わないと考えるような施主もいるやに聞く。しかし、猶予があるからといって、現場の作業員をどれだけ働かせてもいいということにはならない。むしろ、国がこのような猶予を認めざるを得ないぐらい、現状が厳しく、したがって、取組の必要性が高い問題といえる。

建設業で長時間労働が多くなりがちな原因の一つに、工期の問題がある。もちろん、工期が短くても、建設業者の側で工夫の余地はある。建設テックと呼ばれる、IT の活用などである。ただ、建設業者のみでの対応にも限界はある。工期があまりに短いと期間あたりの労働時間が長くなることは避けられない。それでも、建設業者としては、施主などとの力関係から、どうしても、短い工期を受け入れざるを得ないこともある。

そのような事情を背景に、今春、建設業法の改正が行われた。改正内容は多岐にわたるが、工期に関連する内容は以下のとおりである。まず、注文者は、通常必要な期間と比較して著しく短

い期間を工期とする請負工事の締結が禁止される。この義務に違反した場合には、行政から必要な勧告を受けたり、公表がされたりする場合があります。この前提として、中央建設業審議会は、工期に関する基準を作成し、その実施を契約当事者などに勧告することができることになった。また、注文者は、工期や代金額に影響を及ぼす事象（支持地盤の震度などの地中に関する事象や近隣対応など周辺環境に関する事象等が想定されている。）が発生するおそれがあるときは、契約締結前に、建設業者に対して情報提供をしなければならないことになった。

施主側にとっては、影響は単純な工期の問題にとどまらない。工期が延長されると、当然、リースしている機械などのリース期間も長くなり、その分、請負代金が上乘せになるなどの波及的な影響も受けざるを得ない。このようなことを考えると、工期短縮の制限は、不動産の活用においては、短期的にはマイナスの影響をもたらすかもしれない。

しかし、[「今月の窓」79号](#)でも取り上げられていたように、不動産投資分野でも、ESG（環境・社会・ガバナンス）に配慮した動きが活発化している。そして、ESGの取組の一環として、取引先に対し、不当な長時間労働を行わないよう求めている不動産投資法人も出てきている。

不動産投資などにおいて、建設業の働き方改革を後押しするような動きに期待したい。